

北海道医師会無料職業紹介所における業務の運営に関する規程

事業所名 北海道医師会無料職業紹介所

(平成26年5月24日制定)

第1 求人

1 本所は、北海道内の事業所で就労させる医師に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反している場合、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。

2 求人の申込みは、求人者またはその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックスまたは電子メールでも差し支えありません。

3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付または電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について、緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付または電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求職

1 本所は、北海道内で就業を希望する医師に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。

3 常に、日雇的または臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略いたします。

第3 紹介

1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。

2 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話いたします。

3 紹介に際しては、求職の方に紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付または希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

4 求職の方を求人者に紹介する場合には紹介状を発行しますので、その紹介状を持参して

求人者を訪ねていただきます。

5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。

6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介をいたしません。

第4 その他

1 本所は、厚生労働大臣の許可を受けた無料職業紹介所です。職業紹介に関し、手数料・報酬は一切いただきません。

2 本所は、職業安定機関およびその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

3 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。

また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。

4 本所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき適正に取り扱います。

5 本所は、求職者または求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。

6 本所の取扱職種の範囲等は、医師です。

7 本所の業務の運営に関する規定は以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令および通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

平成26年5月24日

代表者 一般社団法人 北海道医師会
会長 長瀬 清

附 則

1. この規程は平成26年9月1日より施行する。